

2006年 9月

様

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 蔭山 孝夫

〒525-0036 草津市草津町1512

電話 077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp)

URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

# 2007年度滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

## はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下、滋賀同友会：1979年1月創立、会員数650名、平均従業員数25名）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で会を運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、自主的自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を改善することに努め、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、滋賀県、県議会各会派、地域金融機関に提出し、懇談を重ねてまいりました。

政府レベルでは三位一体の行政改革が推進され、地方財源は交付税の削減などからより厳しさを増し、地方自治体独自の財源確保を進めるためにも、地域経済の活性化は焦眉の課題となっております。

私たちは、中小企業経営を発展させることが地域経済の自立的・平和的な繁栄を保證するという観点に立ち、地域と共に歩む中小企業が果たしている役割を正に評価し、中小企業振興政策を県の産業政策の柱とされることを要望するものです。

これまで私達は自主的自助努力による強靱な体質の企業と経営環境の改善に向けて、次の課題に取り組んできました。

- 1) 人間を人間として大切にす理念型の企業づくりで、構造転換による地域経済の空洞化に歯止めをかけ、地域の雇用を守り発展させる
- 2) 経営指針（経営理念・方針・計画）の成文化と実践による経営者の意識改革と経営革新
- 3) 労使が共に学び成長し、生きる力を育む社員“共育”活動とその経験交流
- 4) 中学生の職場体験学習、高校・大学生のインターンシップなど地域や大学との“共育”的連携の推進
- 5) 「同友会版環境マネジメントシステム（同友EMS）」の普及による環境保全型の企業と人材の育成
- 6) 共同作業所・授産施設と連携し、障害のある人の自立支援と循環型の地域づくりをめざすオフィス古紙リサイクル運動
- 7) 産・学・官・民の連携による新しい仕事づくり
- 8) 中小企業や市民など借りの側にとって円滑に資金供給が行われる金融システムをめざす「金融アセスメント法（仮称）」の制定運動（滋賀県議会および県下50市町村議会（当時）で早期制定の意見書採択）
- 9) 中小企業を国民経済発展の中核的担い手として、国の根幹を支える重要な役割を正に評価し、中小企業政策をわが国の基本的政策として位置付けることを宣言する「中小企業憲章」の制定に向けた学習運動。地域においては「中小企業振興基本条例」の制定と、その担い手となる企業づくり

私たちは、自らの経営姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、地域経済と中小企業が発展できる環境をつくるために、下記のような経営環境を求め行動するものです。関係各位のご協力、ご支援を要望します。

## 1. 中小企業を地域経済発展の主役に位置づける「滋賀県中小企業振興基本条例」の制定を

### 1) 「中小企業憲章（仮称）」の制定を国に対して働きかけてください

この10数年間にアメリカやヨーロッパの先進諸国は経済社会における中小企業の果たす役割を的確に評価して中小企業重視へと政策転換を行っています。2000年にはEU（欧州連合）が「欧州小企業憲章」（リスボン憲章）を採択し、「小企業はヨーロッパ経済の背骨である。小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネス・アイディアを産み育てる大地である。小企業が最優先の政策課題に捉えられてはじめて、“新しい経済”の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう」と宣言しています。

また、日本政府も含む48カ国によって同年に採択した「OECD（経済開発協力機構）中小企業政策に関するボローニャ憲章」でも、中小企業が普遍的な存在として重要であることを認識した政策を行うことを強調しています。

一昨年6月に当会新産業創造委員会は北イタリアのボローニャを訪問し、エミリア・ロマーニャ州技術発展協会からレクチャーを受けました。エミリア・ロマーニャ州の人口は約400万人ですが、企業数は40万社もあり、内97パーセントが社員数20人以下の中小自営業です。州では、この人口10人に対して1社の割合で存在する中小自営業こそ北イタリアの自立的な経済発展を担っていると高く評価し、中小自営業の振興に力を注いでいるということでした。

わが国では1999年に中小企業基本法が改正されましたが、その政策は競争力のある中小企業を支援することとベンチャー中心の新産業の創出に重きが置かれ、普通の中小自営業を無数に生みだし、暖め育み、花開かせるという方向への政策転換は遅れています。

戦後日本経済の復興において、中小企業は地域経済を根底から担う独自の役割を果たし、今日では空洞化する地域経済の自立的な再生と、真に豊かな文化性の高い人々の暮らしを担う中心的な役割を担っております。

私たちは中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、日本経済に果たす中小企業の重要な役割を正確かつ正当に評価することを通して、中小企業政策を産業政策における補完的役割から脱皮して中小企業重視へと抜本的に転換することを「宣言」し、日本独自の「中小企業憲章」(<http://www.doyu.jp/kensyou/>)を制定する運動を国と地方自治体に対して働きかけます。

知事も選挙の際に公約されておりますので、滋賀県より国に対して制定の働きかけをお願いします。

### 2) 「滋賀県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定

滋賀県においては総事業所数の99.8パーセント（平成16年度事業所統計：民間事業所総数56,230社より従業者数300名以上の110事業所を大企業として除いたものを中小企業として換算）、総従業者数の86.7パーセント（平成16年度事業所統計：民間事業所雇用総数532,384人より従業者数300名以上事業所の70,754人を大企

業として除いたものを中小企業雇用率として換算)を占める中小企業の自立的な活性化と地域経済の活性化は一体のものであります。

中小企業を軸にした新しい地域経済の活性化を促進するには、金融や研究開発支援という狭い意味での中小企業施策ではなく、教育・文化・環境・福祉など地域社会に関わるあらゆる施策の中に中小企業の活力を引き出す観点が含まれることが欠かせません。

そのように幅広い分野できめ細かく総合的な政策実践を進める精神(理念)と方針を確立するためにこそ、**知事が選挙の際に公約されました「滋賀県中小企業振興基本条例(仮称)」を制定してください。**

埼玉県では県議会で超党派で「中小企業・農林業を支援する」議員連盟が立ち上がり、「埼玉県中小企業振興基本条例(平成14年12月24日施行)」を制定しています。

三重県では起草段階から中小企業家同友会も関わり「三重県地域産業振興条例」(平成18年4月1日施行)が成立。千葉県では中小企業家同友会会員も参加する「中小企業振興に向けた研究会」を設置し、中小企業の元気戦略、元気条例の制定をめざして論議されております。

### 3)「滋賀県中小企業振興会議(仮称)」の設置

基本条例に基づき、中小企業の活性化に向けた政策立案を図るために、経済団体、研究者、中小企業経営者、市民の公募による「滋賀県中小企業振興会議(仮称)」を設置し、県民レベルで意識を変え、中小企業の活力で空洞化する地域経済を再生するためのアクションプラン(行動計画)を作成しましょう。

### 4) 地元自治体と連携して活力ある中小企業を育てるために、市町単位での「中小企業振興基本条例(仮称)」制定を促進しましょう。

県が率先して「中小企業振興基本条例(仮称)」を制定し、「中小企業立県滋賀」を宣言していただくことで、各市町においても「中小企業振興基本条例(仮称)」の制定が促進されます。

弊会では地域の支部単位で、「中小企業振興基本条例(仮称)」制定に向けた学習や行政との対話を行います。地域中小企業を柱に据えた元気な地域づくりをすすめるために、共に市町へ条例制定の働きかけを行ってまいりましょう。

## 2. 各種補助金について

### 1) 県独自の複数年度にわたる補助金のシステムの創設

各種補助金は単年度で執行されておりますが、企業への正式な認定通知は期の半ばを過ぎる（7月や8月）ことが殆どで、その後に見積もりや発注をするために実質半年で成果を出さなければならない状況であり、**補助金を複数年度で執行する方策を講じるほか、県独自に複数年度にわたる補助金のシステムの創設をお願いします。**

昨年度、当要望について、あくまで「単年度主義」であることを理由にご検討いただけませんでした。元来補助金は「出せるから出す」というスタンスではなく、中小企業の活性化、県経済の振興のために税を効率的に執行するという観点からの検討をお願いします。研究開発、事業創業などは不確定要素が避けられない類の事業であり、そのような困難な課題にリスクを取って果敢にチャレンジする中小企業群の存在は地域経済に極めて重要な物であると考えます。そのような中小企業を勇気付け、困難や失敗を恐れず挑戦しつづける姿勢に応える支援策としていただくよう切望いたします。

### 2) 提出書類の簡素化

**提出書類の簡素化をお願いします。**中小企業立国と言われるイタリアでは、専門のスタッフが申請書類の作成や、手続などまで代行支援しています（2004年度滋賀県中小企業家同友会の現地調査）。元来中小企業はこのような、手続などを担当するスタッフを極力切り詰めて効率的な経営を行ってきました。そしてそれがこれまでは日本の中小企業の高効率な体質の基礎となっています。「中小企業のやる気を支援する」観点から、中小企業が経営革新・新規創業などでボトルネックとなっている点に、耳を傾け、可能な対応を検討し、実効を挙げていくためにさらに踏み込んだ検討、取り組みをお願いいたします。

### 3. 中小企業の知的所有権取得に対する支援を

#### 1) 県内企業を対象にした知的所有権の取得費用の助成制度の創設を

滋賀県は県民一人当たりの工業生産高が全国一である工業県です。県内には大企業の工場が多いのは事実ですが、県内に本社を置く企業のほとんどは中小企業です。中小企業が資本力のある大企業に伍して市場を守り、技術を守るには、知的所有権を獲得する以外に途はありません。また、中国を筆頭に人件費の安い東南アジアから、安価な模倣品が大量に国内に流入してきていますが、模倣品から国内企業特に県内企業を守るには、国内はもとより外国においても知的所有権を取得する必要があります。

ところが、国内で特許権を取得するために要する費用は、特許出願時に約 30 万円、審査請求時に印紙代が約 20 万円、中間処理及び登録時に約 25 万円の総計約 75 万円以上の費用を必要とします。また、外国で権利化するには、国内代理人費用のほか、国毎に当該国の代理人費用と特許庁費用、更に翻訳料や通信費等の費用を要し、1 カ国当たり約 100 万円以上の費用を必要とします。このような費用負担は、中小企業にとって企業経営上耐えられるものではなく、知的所有権の取得を断念せざるを得ない状況にあります。

しかし、上記状況を鑑みたとき、国内外での知的所有権の取得は何としても必要であります。

そこで、県内産業の保護・育成の観点から、**県内企業を対象にした知的所有権の取得費用の助成制度の創設を要望いたします。**かかる助成制度は東京・大阪・神奈川等において既に実行されていて、成果を上げていると聞き及びます。県内に元気のよい中小企業を呼び込む誘い水とする 것도可能であり、滋賀県を益々活性化させる一助になるものと確信しております。

#### 2) 個人・中小企業・大学等の特許庁費用の減額を国に働きかけてください

また、他の要望として、米国は個人・中小企業・大学等の特許庁費用は全て半額とする制度を採用しておりますが、わが国にはそのような制度はなく、あまり利用価値のない限定的な制度のみとなっております。

しかしながら、わが国の個人や中小企業は米国でその様な施策が行われていることを知らず、また例え知り得たとしても特許庁や国に対して要望する手段がありません。

そこで、**滋賀県が県内個人・中小企業の代弁として、かかる制度の採用を特許庁や国に対し要望していただきたくお願いします。**

#### 4. 障害者自立支援法のもとで、作業所の事業性を強化し収益性を高めるための支援策を

滋賀同友会では、2005年2月に県、県身体障害者福祉協会をはじめとする関係6団体とともに「障害者の『働きたい』を応援する滋賀共同宣言」を公表し、地域に根ざす中小企業として、「障害者と共に生きることが当たり前の社会の実現」を目的に作業所との連携によるユニバーサル委員会を立ち上げ活動をすすめています。

さて、2006年4月に施行された「障害者自立支援法」(以下、支援法)は、従来の障害種別ごとの法律によるサービスの不整合や地域間のサービス利用の格差を是正し、障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で暮らしていける社会を目指すノーマライゼーションの理念に基づき「自立と共生のまちづくり」を具体化するため、障害者本人を軸とする個別の支援をより効果的・効率的に行っていくことを目的としています。

支援法では、これまでの障害福祉施策の改革のポイントのひとつとして、「新たな就労支援事業の創設」と「雇用施策との連携の強化」を柱とした『就労支援の抜本的強化』が謳われています。

とりわけ、就労は、働くことの喜びを得るとともに、地域で本人が希望する生活を実現する上で重要な役割を果たすものですが、滋賀県における障害者雇用の状況は、平成16年度の実雇用率が1.68%と平成10年度に比べ0.3ポイント低下するなど、年々厳しい状況となっています。

また、通所授産施設等から企業へ移行した障害者の割合は、最近5年間平均で0.25%と1%(全国平均)にも満たない状況となっており、一般就労への移行が困難な状況となっています。

さらに、授産施設・共同作業所等(以下、作業所)の利用者の賃金は約1万円程度と低額です。

支援法では、新たにサービスの利用に際して負担が生じることから、作業所での就労収入の向上に向け企業の経営的手法を取り入れ事業を活性化することで、負担を上回る就労収入を目指す必要があります。

支援法においては、障害者との雇用契約に基づく就労の場を提供する「就労継続支援A型」を整備し、障害福祉計画において、その利用者を現在の10倍以上に増やしていくことを目標としています。そのためには、作業所で取り組まれている事業の事業性や外部資源の活用等々、経営資源を如何に確保するかが重要な要因であり、また、収益性を確保できる事業を展開するための資金をどのように確保するかも必要です。

しかしながら、現時点で作業所は、産業分類上福祉事業に区分され、支援法が目指す作業所での事業性を担保するにふさわしい公的支援が受けられないのが現状です。

よって、2007年度予算の編成に当たり、滋賀県独自の支援策として作業所への融資制度の創設を要望するとともに、知事の選挙公約である「中小企業振興基本条例(仮称)」の支援対象に作業所を加えることを要望いたします。

## 5. 若者の就業支援について

若年者就業支援施策は、ヤングジョブセンター滋賀における若年者支援、FMラジオ放送を利用したフリーター、ニートの働く意欲向上支援等の若年者意欲促進事業の施策を展開されています。若者就労支援施策事業は、対象者やその家族に認知度が低く、ヤングジョブカフェ施設が十分に利用されているとは思えません。

若年者は、今後の滋賀県経済を担う希少な労働力です。この就業支援の重要性を考慮すれば、官民のパートナー・シップにて施策を推進することが効果的な成果を期待できると思われるので、以下の点について要望します。

### 1) 就労支援の民間開放を

滋賀同友会の考えるところでは、県が全ての若者就労支援を公営で行う必要がなく、**適切な能力のある団体（NPOや支援組織）や専門職に一部開放**した方が、より効率的、効果的な運営が期待できると思われます。

### 2) 民間セクターの人材活用と連携

滋賀同友会は、県と若年就業支援での連携の可能性を模索しております。弊会の会員企業には、人材派遣会社、広告代理店等の専門企業、社会保険労務士等の労働施策に通じたコンサルタント等の多彩、かつ豊富な人材があります。また、地域密着の企業活動を展開する会員企業には、職業訓練等の就労支援、地域密着の就職斡旋を行うことが十分に可能です。

### 3) NPO団体の育成施策

若者就労支援事業は、ニート・フリーターの増加により業務拡大が予想されます。県は行政費用節約や民間部門の能力を活用するという点からも、**NPO団体等の積極的な活用**を考慮するべきだと考えます。また、受け皿団体が無いならば、**コミュニティ・ビジネス支援施策**を活用して育成に努めるべきだと考えます。



## 6. 地域特産品サポート施策

県には優れた地場産品、農産物の地域特産品が存在します。県の地域特産品サポート施策は、びわこビクターズビューロー観光物産事業、滋賀県伝統工芸品展開催、全国伝統工芸品まつり参加、食博覧会参加等が行われています。

しかし、従来の施策では、県外対象企業や観光客対象にイベント参加や開催に施策が偏在しています。むしろ、地域特産品サポート施策としては、地産地消、地域ブランド確立を目指す上でも県内企業、とりわけ中小企業向け施策を展開するべきでないかと思われるので、以下の点について要望します。

### 1) 商工観光労働部、農政水産部との縦割り行政の見直し

県では商工観光労働部が県内製造業を中心とした地場産品、また農政水産部が県内農林水産業の特産品の広報活動を展開しています。しかし、消費者から見れば、いずれも滋賀県内の特産品です。各部局に広報活動を行うことは、縦割り行政の弊害が見受けられる活動と思われます。

**滋賀県の特産品の広報活動は、農業、製造業と分別せずに広報活動に尽力された方が効率的でないかと思われます。**

### 2) 農村部コミュニティ・ビジネスとの連携

いま、滋の農村部では、産直所、集落内工場による農産物加工品の製造・販売が活発化しています。農村部では、コミュニティ・ビジネスが勃興しているからです。しかし、このような加工品を取り扱いたいと希望している県内中小企業は、どこに情報を求めれば良いのか分かりません。反対に、コミュニティ・ビジネス側は、販路やノウハウを持つ中小企業事業者の提携を必要としています。県当局は、農村部のコミュニティ・ビジネスを早急に調査して情報公開し、県内の中小企業に連携の可能性を探るべきだと考えます。

### 3) 地場産品の開発支援

県では、地域ブランド確立事業を推進しています。しかし、県内の新たな地場産品開発、あるいは地場産品の改良を企図する中小企業事業者には地域ブランド確立事業の施策の認知が低いといえます。むしろ、県では、より支援施策の強力な推進を展開するためにも、施策の広報の徹底、参入企業の拡大を考慮するべきであると考えます。

### 4) 地場産品の取り扱い業者の情報開示

提案②でも触れましたが、県内の地場産品の商品、取り扱い事業者、流通ルートが全く分かりにくいと言えます。また、特産品サポート施策を実施するために必要な情報を把握するためにも地域特産品を取り扱う全事業所の実態調査を行う必要があると思われます。県に適切な情報収集および開示を求めます。

## 7. 「環境こだわり県」にふさわしい企業と新しい仕事づくりへの積極的支援策を

私たち同友会は1995年6月に「琵琶湖淀川水系の水質を守るために：水環境行動憲章」を発表しました。翌96年2月に会の内外に向けて冊子を発行し、自然と共生する中小企業経営と環境保全型社会をめざして、実行できることから取り組んでおります。

会内には2001年6月に「地球環境研究会（2004年度より「地球環境委員会」）」を発足し、2001年11月に開催された第9回世界湖沼会議の開催に呼応し、中小企業家として環境問題の解決に関わる理念と実践を全国へ発信するために、湖沼会議の自由会議として第1回目の「中小企業地球環境問題全国交流会」を滋賀で開催しました。

また、中小企業が費用をかけないで簡単に環境共生型の社風を確立できる「滋賀県中小企業家同友会版環境マネジメントシステム（以下・同友EMS）」を構築し会内企業へ導入をはかるとともに、今年度も地球温暖化問題を社員みんなで考えて省電力に取り組む「CO2削減レース」を50事業所の参加で取り組むなど、出来ることから一歩ずつ取り組んできました。

さらに、今年度は共同作業所・授産施設と連携し、障害のある人の自立支援と循環型の地域づくりをめざすオフィス古紙リサイクル運動にも取り組んでおります。

私たちは、生命の尊厳性を尊重する理念を持ち、人類永遠の存続と繁栄を願い、環境保全に中小企業家として積極的に関わり実践してゆく立場から、以下の点について要望します。

### 1) 「同友EMS」導入企業への評価と普及促進

県内事業所の大多数を占める中小企業が環境共生型へと向かうためには、同友会版EMSの導入 (<http://www.shiga.doyu.jp/kankyoku/index.html>) によって企業活動を通じて誰もが自然に自然環境の改善に取り組むことができる企業づくり、すなわち環境を内部化した企業づくりが必要です。県では「エコアクション21」の普及を進めておられますが、より幅広い企業が環境負荷の少ない経営を推進するためにも、自主的に環境保全の理念と方針および計画を目標を持ってすすめる「同友EMS」導入企業を環境保全型企業として「エコアクション21」認証企業に相応する評価を与えるなど、県内中小企業へ意義を伝え広めることに協力して下さい。

そのために必要であれば、「同友EMS」を「エコアクション21」のシステムと連動させるなど、連携して取り組みたいと考えます。環境共生型の企業を県内中小企業の多数派にするために、共に進めてまいりましょう。

### 2) 環境事業を軌道に乗せるための販売支援

環境ビジネスに取り組む中小企業にとって最も切実な問題は、「つくっても売れない」「入り口があっても出口がない」ということです。

県では各種助成措置の他、販路拡大支援のために「環境ビジネスメッセ」を開催されていますが、県内企業が産み出した環境関連商品やサービス等を県として積極的に評価し優先して購入する仕組みや、恒常的に販売支援するシステムを早急に講じてください。

### 3) オフィス古紙リサイクル活動への支援

弊会では共同作業所・授産施設と連携し、障害のある人の自立支援と循環型の地域づくりをめざすオフィス古紙リサイクル運動をスタートしました。

今年7月度の実績では、オフィス古紙10,612kgを回収し再生に回しました。これは立木換算で210本(直径14cm・高さ8メートル、30年生)を保護したことになります。

しかし、幅広い地域で取り組めば取り組むほど、回収作業に手間がかかりコストアップとなるため、事業が成り立たなくなります。

この事業をコミュニティ・ビジネスとして成り立たせるために、ビジネスモデルが確立されるまでの一定期間、宣伝費や事務局運営費などを公的に支援していただくことを要望します。

### 4) 遊休化している干拓地などを産学官連携で有効利用することの促進

琵琶湖周辺にある遊休化している干拓地などを、人間性回復のための農業体験、環境学習、市民農園、宿泊施設など農業を切り口にしたゼロエミッション型の施設に再利用することで、廃棄物を減らし環境にも配慮した滋賀県ブランドづくりに役立てることができます。

産学官が連携し、そのようなビジネスモデルを確立することを促進するとともに、実際の事業化に際しては、人・モノ・金・情報などにおいて積極支援をして下さい。

### 5) 「びわ湖環境ビジネスメッセ」への県内中小企業の参加支援

「びわ湖環境ビジネスメッセ」への県内中小企業の出展に努力されておられますが、環境保全型社会構築と環境ビジネス創出をめざしている県内の中小企業が、より一層気軽に出展しやすい仕組み(出展費用の抑制など)をさらに拡充して下さい。

### さいごに

滋賀県経済の自立的な繁栄には、地域と共に歩み育つ中小企業が連結し、学・官さらに地域住民とも力を合わせて、地域の経営資源をいかした個性的な事業を無数に創出していくことが必要です。

私たちは地域経済の再生を担うという社会の要請に応えるため、自主的自助努力をより一層強化し、全社一丸で良い企業づくりに努める決意です。

私どもの経営努力がより一層いかされる環境を願い、ここに要望と提案を提出しますので、関係各位のご協力を宜しくお願い申し上げます。

## 同友会の3つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

良い会社・良い経営者・良い経営環境をめざす

# 滋賀県中小企業家同友会

〒525-0036 草津市草津町1512 TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp) ホームページ <http://www.shiga.doyu.jp>